

# 伊賀地域森林計画変更計画書（案） （伊賀森林計画区）

令和 2 年 12 月変更

計画期間 自 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日  
至 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

三 重 県



## まえがき

この地域森林計画の変更は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、下記の事項を変更するものです。

## 記

- I 計画の大綱
- 3 前計画樹立に当たっての基本的な考え方
- 2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性
- (2) 県が目指す林業・森林の姿

# 目 次

## I 計画の大綱

### 3 前計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### 2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性

(2) 県が目指す林業・森林の姿	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
------------------	----------------------------

上記以外は平成 31 年 1 月 8 日公表の地域森林計画書のとおり

# I 計画の大綱

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### 2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性

#### (2) 県が目指す林業・森林の姿

##### ア 森林の多面的機能の発揮

森林は、林産物の供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全等の多面的機能を有しており、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指します。

##### ①構造の豊かな森林づくり

公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造の違う森林の育成をめざして、間伐等を実施します。

林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、公益的機能と木材生産機能の両方を発揮する森林の育成をめざして、緑の循環のサイクルを確実なものとするように間伐や保育、造林等の整備を進めます。

##### ②県民の命と暮らしを守る森林づくり

近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木や土砂流出の発生を抑止するための調整伐、流木や土砂の除去作業、人家裏や通学路沿いの倒木等の恐れのある危険木の伐採により「災害に強い森林づくり」を進めます。

また、森林の保全のため、保安林制度や三重県水源地域の保全に関する条例の適正な運用による森林の管理、獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を実施します。

##### ③森林づくりを推進する体制の強化

森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、市町の役割がますます重要となることから、専門的知識と技術を備えたアドバイザーによる相談対応や巡回指導を行うほか、市町の森林管理を促進するため、森林クラウド等を活用して森林簿や森林資源情報を共有するなどの取組を進めるとともに、県の地域機関を通じて市町との意見交換や情報交換を十分に行うことで、地域の実

情に応じたきめ細かな協力・支援となるよう努めます。

## イ 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、脱炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮していくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などを通じて林業の持続的な発展を図ります。

### ①林業および木材産業等の振興

林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。

また、林業の持続的な発展を図るため、搬出間伐や森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。

### ②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体等と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。

また、林業の新規就業者の確保を図るため、就業・就職フェアにおける相談対応や高校生向けの林業職場体験研修等による情報提供を実施します。

### ③県産材の利用の促進

県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援、公共建築物の木造・木質化を促進します。

また、未利用間伐材などの有効活用のため、市町や森林組合、NPOなどと連携した「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

## ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。

森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進やガイドブックの作成等による情報発信を進めます。

また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を実践できる指導者の養成等の取組を進めます。

## エ 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

「企業の森」の協定による森林整備や「緑の募金活動」による緑化意識の啓発、植樹祭の開催等により、さまざまな主体による森林づくりやその意識の醸成を促進します。

また、県民全体での木づかいを促進するため、民間事業者が県産材を積極的かつ計画的に使用する「木づかい宣言」登録制度を推進し、木製玩具を出展する「ミエトイ・キャラバン」の実施等で木にふれてもらう機会を創出します。

## 3) 三重県の森林づくりに係る県の施策

三重県では2019（平成31）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。

表 8 森林づくりに関する施策分野の一覧

「三重の森林づくり基本計画 2019」基本方針	基本施策	施策
基本方針 1 森林の多面的機能の発揮	「構造の豊かな森林」づくり	1) 持続可能な森林づくり 2) 公益的機能を重視した森林づくり 3) 多様な森林づくり
	県民の命と暮らしを守る森林づくり	1) 災害に強い森林づくりの推進 2) 森林の保全と保安林制度の推進 3) 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施 4) 野生鳥獣による被害の低減
	森林づくりを推進する体制の強化	1) 国・市町等と連携した森林管理の推進 2) 森林資源データの整備と情報提供 3) 森林の公有林化等による公的管理 4) 森林の公益的機能発揮に向けての研究
基本方針 2 林業の持続的発展	林業及び木材産業等の振興	1) 森林施業の集約化の促進 2) 多様な原木の安定供給体制の構築 3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化 4) 多様な収入源の創出 5) 特用林産の振興 6) 効率的な林業生産活動のための研究
	森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	1) 林業の担い手の育成・確保 2) 地域を担う多様な人づくり 3) 林業事業体の育成と経営力の向上
	県産材の利用の促進	1) 県産材の需要の拡大 2) 信頼される県産材の供給の促進 3) 住宅建設における木材利用の促進 4) 中・大規模施設等の木材利用の推進 5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進 7) 新製品・新用途の研究・開発の促進
基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興	森林文化の振興	1) 森林の文化的価値の保全および活用 2) 森林文化の体験と交流の促進 3) 里山の整備および保全の促進 4) 森林文化の継承
	森林環境教育・木育の振興	1) 森林環境教育・木育に関わる「人づくり」 2) 森林環境教育・木育に関わる「場づくり」 3) 森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」
基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	1) 森林づくり活動への県民参加の促進 2) 緑化活動の促進
	木づかいの促進	1) 暮らしの中での木づかいの促進 2) 多様な主体の連携による木づかいの促進
	三重のもりづくりの意識の醸成	1) 三重のもりづくり月間の取組

(出典：三重の森林づくり基本計画 2019)



上記以外の「計画事項」については、平成 31 年 1 月 8 日公表の地域森林計画書のとおりとする。